

改正後 内閣府告示第124号 (R7.9.29) R8.4.1適用		都道府県	改正前 内閣府告示第131号 (R6.9.30) R7.4.1適用																																
別表第五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項			別表第五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 都道府県設定区域の設定</td><td>都道府県設定区域の趣旨及び内容、各都道府県設定区域の状況等を定めること。</td></tr> <tr> <td>2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</td><td> <p>1 各年度における教育・保育の量の見込み 別表第六の参酌標準を参考として、各年度における都道府県全域及び都道府県設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む。）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p> </td></tr> <tr> <td>3 <u>子どものための教育・保育給付</u>に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項</td><td>都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、<u>教育・保育等</u>及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設、<u>地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携・接続</u>並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続を定めること。</td></tr> <tr> <td>4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項</td><td>市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行うなど、都道府県におけるこれらの連携の推進方策等を定めること。</td></tr> <tr> <td>5 <u>乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容</u></td><td><u>地域における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進方策を定めること。</u></td></tr> <tr> <td>6 <u>特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援</u>を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育、<u>特定地域型保育及び特定乳児等通園支援</u>を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。</td><td>特定教育・保育、<u>特定地域型保育及び特定乳児等通園支援</u>を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育、<u>特定地域型保育及び特定乳児等通園支援</u>を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。</td></tr> <tr> <td>7 <u>子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項</u></td><td>児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進並びに障害児施策の充実等について、都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を定めること。</td></tr> </tbody> </table>	事 項	内 容	1 都道府県設定区域の設定	都道府県設定区域の趣旨及び内容、各都道府県設定区域の状況等を定めること。	2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>1 各年度における教育・保育の量の見込み 別表第六の参酌標準を参考として、各年度における都道府県全域及び都道府県設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む。）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>	3 <u>子どものための教育・保育給付</u> に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、 <u>教育・保育等</u> 及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設、 <u>地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携・接続</u> 並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続を定めること。	4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項	市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行うなど、都道府県におけるこれらの連携の推進方策等を定めること。	5 <u>乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容</u>	<u>地域における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進方策を定めること。</u>	6 <u>特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援</u> を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育、 <u>特定地域型保育及び特定乳児等通園支援</u> を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。	特定教育・保育、 <u>特定地域型保育及び特定乳児等通園支援</u> を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育、 <u>特定地域型保育及び特定乳児等通園支援</u> を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。	7 <u>子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項</u>	児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進並びに障害児施策の充実等について、都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を定めること。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 都道府県設定区域の設定</td><td>都道府県設定区域の趣旨及び内容、各都道府県設定区域の状況等を定めること。</td></tr> <tr> <td>2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期</td><td> <p>1 各年度における教育・保育の量の見込み 別表第六の参酌標準を参考として、各年度における都道府県全域及び都道府県設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む。）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p> </td></tr> <tr> <td>3 <u>子ども・子育て支援給付</u>に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項</td><td>都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、<u>教育・保育</u>及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設<u>及び地域型保育事業を行う者の連携</u>並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との<u>連携</u>の推進方策を定めること。</td></tr> <tr> <td>4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項</td><td>市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行うなど、都道府県におけるこれらの連携の推進方策等を定めること。</td></tr> <tr> <td>〔項を加える。〕</td><td></td></tr> <tr> <td>5 <u>特定教育・保育及び特定地域型保育</u>を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育<u>及び特定地域型保育</u>を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。</td><td>特定教育・保育<u>及び特定地域型保育</u>を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育<u>及び特定地域型保育</u>を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。</td></tr> <tr> <td>6 <u>子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項</u></td><td>児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進並びに障害児施策の充実等について、都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を定めること。</td></tr> </tbody> </table>	事 項	内 容	1 都道府県設定区域の設定	都道府県設定区域の趣旨及び内容、各都道府県設定区域の状況等を定めること。	2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>1 各年度における教育・保育の量の見込み 別表第六の参酌標準を参考として、各年度における都道府県全域及び都道府県設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む。）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>	3 <u>子ども・子育て支援給付</u> に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、 <u>教育・保育</u> 及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設 <u>及び地域型保育事業を行う者の連携</u> 並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との <u>連携</u> の推進方策を定めること。	4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項	市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行うなど、都道府県におけるこれらの連携の推進方策等を定めること。	〔項を加える。〕		5 <u>特定教育・保育及び特定地域型保育</u> を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育 <u>及び特定地域型保育</u> を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。	特定教育・保育 <u>及び特定地域型保育</u> を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育 <u>及び特定地域型保育</u> を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。	6 <u>子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項</u>	児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進並びに障害児施策の充実等について、都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を定めること。		
事 項	内 容																																		
1 都道府県設定区域の設定	都道府県設定区域の趣旨及び内容、各都道府県設定区域の状況等を定めること。																																		
2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>1 各年度における教育・保育の量の見込み 別表第六の参酌標準を参考として、各年度における都道府県全域及び都道府県設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む。）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>																																		
3 <u>子どものための教育・保育給付</u> に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、 <u>教育・保育等</u> 及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設、 <u>地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携・接続</u> 並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続を定めること。																																		
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項	市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行うなど、都道府県におけるこれらの連携の推進方策等を定めること。																																		
5 <u>乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容</u>	<u>地域における教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続の推進方策を定めること。</u>																																		
6 <u>特定教育・保育、特定地域型保育及び特定乳児等通園支援</u> を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育、 <u>特定地域型保育及び特定乳児等通園支援</u> を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。	特定教育・保育、 <u>特定地域型保育及び特定乳児等通園支援</u> を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育、 <u>特定地域型保育及び特定乳児等通園支援</u> を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。																																		
7 <u>子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項</u>	児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進並びに障害児施策の充実等について、都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を定めること。																																		
事 項	内 容																																		
1 都道府県設定区域の設定	都道府県設定区域の趣旨及び内容、各都道府県設定区域の状況等を定めること。																																		
2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	<p>1 各年度における教育・保育の量の見込み 別表第六の参酌標準を参考として、各年度における都道府県全域及び都道府県設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。</p> <p>2 実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 認定区分ごと及び特定教育・保育施設（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園を含む。）又は特定地域型保育事業の区分ごとの提供体制の確保の内容及びその実施時期を定めること。</p>																																		
3 <u>子ども・子育て支援給付</u> に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、 <u>教育・保育</u> 及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設 <u>及び地域型保育事業を行う者の連携</u> 並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との <u>連携</u> の推進方策を定めること。																																		
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項	市町村による子育てのための施設等利用給付の円滑な実施が行われるよう、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導等の法に基づく市町村の事務の執行や権限の行使に際し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報共有、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等を行うなど、都道府県におけるこれらの連携の推進方策等を定めること。																																		
〔項を加える。〕																																			
5 <u>特定教育・保育及び特定地域型保育</u> を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育 <u>及び特定地域型保育</u> を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。	特定教育・保育 <u>及び特定地域型保育</u> を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育 <u>及び特定地域型保育</u> を行う者の見込み数を含む。）等を定めること。																																		
6 <u>子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項並びにその円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項</u>	児童虐待防止対策の充実、社会的養護体制の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進並びに障害児施策の充実等について、都道府県の実情に応じた施策及びその実施のために必要な市町村との連携に関する事項を定めること。																																		